

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、利害関係人の意見徴取を行います。

意見書には提出者の住所、氏名、電話番号、利害関係の内容及び意見を述べる農用地利用集積等促進計画の概要並びに意見を記載し、メール又は書面で提出してください。

（公財）福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江義広

記

- 1 計画案の閲覧期間及び意見書の提出期間
令和8年3月6日（金）～ 令和8年3月13日（金）
- 2 意見書提出先
（公財）福岡県農業振興推進機構 農地1課
福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階
[e-mail] nouchi1@f-ap.org
- 3 農用地利用集積等促進計画案
別紙のとおり

利用権を設定する土地と利用権の内容										
所在					現況 地目	面積		設定期間		
市町村	大字	字	地番	区分		登記	取扱	始期	終期	存続 期間
うきは市	吉井町鷹取	高尾	1557-19		畑	4,105.00	4,105.00	R8.4.1	R28.6.14	20
うきは市	吉井町鷹取	高尾	1557-81		畑	6,817.00	6,817.00	R8.4.1	R28.6.14	20
うきは市	吉井町鷹取	高尾	1557-85		畑	3,394.00	3,394.00	R8.4.1	R28.6.14	20
うきは市	吉井町鷹取	高尾	1557-89		畑	1,506.00	1,506.00	R8.4.1	R28.6.14	20
うきは市	吉井町鷹取	高尾	1557-91		畑	659.00	659.00	R8.4.1	R28.6.14	20
うきは市	吉井町鷹取	高尾	1557-84		畑	2,028.00	2,028.00	R8.4.1	R28.6.14	20
うきは市	吉井町鷹取	高尾	1557-86		畑	899.00	899.00	R8.4.1	R28.6.14	20
うきは市	吉井町鷹取	高尾	1557-90		畑	1,960.00	1,960.00	R8.4.1	R28.6.14	20